（削る）

**第八十五条**　（略）

（添付書類の特例）

**第八十六条**　（略）

2～7　（略）

8　第三章から第三章の三まで及び附則の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及び附則の規定にかかわらず、当該書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えることを要しないものとする。

**第八十七条・第八十七条の二**　（略）

（法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

**第九十三条**　法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～六　（略）

（削る）

七　（略）

（削る）

八～十二　（略）

（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務）

**第百十一条**　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～三　（略）

四　第八十一条の規定による基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る事務

五～十一　（略）

**附　則**

7　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～五　（略）

11　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十一　（略）

（年金手帳の再交付）

**第八十五条**　厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定による申請があつたときは、年金手帳を作成して申請者に交付しなければならない。

**第八十六条**　（略）

（添付書類の特例）

**第八十七条**　（略）

2～7　（略）

8　第三章から第三章の三まで及び附則の規定により年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及び附則の規定にかかわらず、当該書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えることを要しないものとする。

**第八十七条の二・第八十七条の三**　（略）

（法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

**第九十三条**　法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～六　（略）

七　第八十一条の規定による年金手帳の作成及び交付

八　（略）

九　第八十五条の規定による年金手帳の作成及び交付

十～十四　（略）

（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務）

**第百十一条**　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～三　（略）

（新設）

四～十　（略）

**附　則**

7　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～五　（略）

11　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十一　（略）